



外国人の受入れ及び共生に関する最近の取組について

法務省においては、昨年12月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立後、約半年の間に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取りまとめ、出入国在留管理庁の設置、特定技能外国人の受入れ開始、総合的対応策の充実策の取りまとめなど、外国人の受入れ及び共生に関して様々な取組を行ってきたとのことで、7月1日に「外国人の受入れ及び共生に関する最近の取組について」が公表されました。

主な在留資格関係の内容は以下の通りです。（特定技能資格についての内容を除きます）

| 在留資格 | 日付 | 内容 |
|-------|-----------------|--|
| 高度専門職 | 平成31年 3月29日 | 高度専門職告示の改正（留学生の国内での就職インセンティブ向上） ⇒高度外国人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制について、「法務大臣が告示で定める大学」（特別加算：10点）の対象大学を拡大する。（国内では13校から100校以上に拡大） |
| 留学 | 令和元年 6月11日 | 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」の公表 ⇒大学における留学生の在籍管理が不十分であり、繰り返し指導しても改善が見られない場合には、「留学」の付与停止や、大学の留学生別科への受入れに係る基準の策定など、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を公表 |
| 特定活動 | 平成30年 12月28日 | 特定活動告示の改正（外国人起業家の受入れ促進） ⇒経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人企業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を開始。 |
| 特定活動 | 平成31年 1月18日 | 総合特区告示の改正（働きながら京料理を学ぶ外国人料理人の受入れ促進（クールジャパン）） ⇒総合特区の「特定伝統料理海外普及事業」（働きながら京料理を学ぶ活動）について、1事業所当たりの受入れ人数の上限を2人から3人に拡大する等受入れ要件を緩和 |
| 特定活動 | 令和元年 6月17日 | 特定活動告示等の改正（大会関係者等の円滑な入国・在留の促進） ⇒東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、90日以上滞留を希望している大会関係者等について、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することができるようにするもの |
| 永住者 | 令和元年 5月31日 | 「永住許可に関するガイドライン」の改定 ⇒居住要件として、10年以上継続して在留していること（うち5年は就労資格又は居住資格で在留していること）を求めているところ、就労資格には在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」は含まない旨を明記。また、公的義務の内容を具体的に明記 |

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>